

## 教育職員に係る勤務時間および給与関係の条件整備について（報告）

地方公務員法等改正に伴う対応（令和元年9月24日総務委員会審議案件）について、幼稚園教育職員および学校教育職員に係る部分を抜粋して報告します。

### 1 本報告案件の背景について

地方公務員法等の改正（令和2年4月1日施行）に伴い、妊娠・出産等に係る欠員が生じた場合に加え、それ以外の事由による欠員（病気休暇・介護休暇等）が生じた場合について、新たに臨時的任用が可能となるため、幼稚園教育職員および学校教育職員（区固有教員）を臨時的に任用する場合の勤務時間や給与等の規定について条件を整備する。

また、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「一括整備法」という。）が令和元年6月14日に公布され、地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、成年被後見人等が欠格条項から削除された。これにより、成年被後見人等に該当するに至ったときは、その職を失うとする規定を削除するため、関係条例等の規定整備を行う。

### 2 「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」の概要

#### （1）幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正（第10条）

臨時的に任用される職員について昇給を適用除外とするもの。

【幼稚園教育職員給与条例 第31条の3】

#### （2）幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正（第11条）

臨時的に任用される職員の休暇等について規定整備するもの。

【幼稚園教育職員勤務時間条例 第17条】

#### （3）学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正（第12条）

臨時的に任用される職員の休暇等について規定整備するもの。

【学校教育職員勤務時間条例 第14条第5項・第16条・第19条】

#### （4）学校教育職員の給与に関する条例の一部改正（第13条）

臨時的に任用される職員について昇給を適用除外とするもの。

【学校教育職員給与条例 第32条第2項・第33条・第34条】

#### （5）施行期日

令和2年4月1日

3 「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」の概要

(1) 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正 (第3条)

成年被後見人等に該当するに至ったときは、その職を失うとする規定を削除するもの。

【幼稚園教育職員給与条例 第27条・第28条第2号・第30条】

(2) 学校教育職員の給与に関する条例の一部改正 (第4条)

成年被後見人等に該当するに至ったときは、その職を失うとする規定を削除するもの。

【学校教育職員給与条例 第27条・第28条第2号・第30条】

(3) 施行期日

令和元年12月14日 (一括整備法附則第1条第2号関係により、公布の日から起算して6月を経過した日)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（一部抜粋）

（第1条から第9条まで省略）

（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正）

第10条 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年品川区条例第32号）の一部を次のように改正する。

第31条の2の次に次の1条を加える。

（昇給についての適用除外）

第31条の3 第7条第2項から第5項までの規定は、臨時的に任用される職員には、適用しない。

（幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

第11条 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年品川区条例第33号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇、育児参加休暇および短期の介護休暇」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇、育児参加休暇および短期の介護休暇

- (2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇、育児参加休暇および短期の介護休暇

(学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第12条 学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成20年品川区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第14条に次の1項を加える。

- 5 臨時的に任用された職員の任用期間中の年次有給休暇は、第1項および第2項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

第16条第1項中「公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇、育児参加休暇および短期の介護休暇」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇、育児参加休暇および短期の介護休暇
- (2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、

子の看護のための休暇、育児参加休暇および短期の介護休暇

第19条を削り、第20条を第19条とする。

(学校教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第13条 学校教育職員の給与に関する条例(平成20年品川区条例第23号)  
の一部を次のように改正する。

第32条に次の1項を加える。

2 第7条第2項から第5項までの規定は、臨時的に任用される職員には、  
適用しない。

第33条を削り、第34条を第33条とし、第35条を第34条とする。

付 則

(施行期日)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(説明) 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、  
規定を整備する必要がある。



地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（抜粋）

【第10条による改正】 幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表

新	旧
(昇給についての適用除外)	
第31条の3 第7条第2項から第5項までの規定は、 <u>臨時的に任用される職員には、適用しない。</u>	

【第11条による改正】 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(特別休暇)</p> <p>第17条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、<u>次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。</u></p> <p>(1) <u>臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇、育児参加休暇および短期の介護休暇</u></p> <p>(2) <u>前号以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇、育児参加休暇および短期の介護休暇</u></p> <p>(第2項省略)</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第17条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、<u>公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇、育児参加休暇および短期の介護休暇を承認するものとする。</u></p> <p>(第2項省略)</p>

【第12条による改正】 学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

新	旧
(年次有給休暇)	(年次有給休暇)
第14条 (第1項から第4項まで省略)	第14条 (第1項から第4項まで省略)
5 <u>臨時的に任用された職員の任用期間中の年次有給休暇は、第1項および第</u>	

新	旧
<p><u>2項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、規則で定める。</u></p> <p>(特別休暇)</p> <p>第16条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、<u>次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。</u></p> <p>(1) <u>臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇、育児参加休暇および短期の介護休暇</u></p> <p>(2) <u>前号以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇、育児参加休暇および短期の介護休暇</u></p> <p>(第2項省略)</p> <p>(委任)</p> <p>第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第16条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、<u>公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇、育児参加休暇および短期の介護休暇を承認するものとする。</u></p> <p>(第2項省略)</p> <p><u>(臨時職員に対する特例)</u></p> <p>第19条 <u>臨時的に任用される職員の勤務時間、休日、休暇等に関しては、人事委員会の承認を得て、教育委員会が定める。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。</p>

【第13条による改正】学校教育職員の給与に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(特定職員についての適用除外)</p> <p>第32条 第20条および第21条の規定は、第12条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員には適用しない。</p> <p>2 第7条第2項から第5項までの規定は、<u>臨時的に任用される職員には、適</u></p>	<p>(特定職員についての適用除外)</p> <p>第32条 第20条および第21条の規定は、第12条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員には適用しない。</p>



新	旧
<p><u>用しない。</u></p> <p>(給与からの控除)</p> <p><u>第33条</u> 次に掲げるものは、職員に給与を支給する際、当該給与から控除することができる。</p> <p>(1) 職員の居住の用に供する区の施設の利用率および施設の使用に必要な経費</p> <p>(2) 特別区職員互助組合（以下「互助組合」という。）の組合費</p> <p>(3) 品川区職員互助会（以下「互助会」という。）の会費ならびに互助会の貸付金および立替金に係る返還金および利子</p> <p>(4) 互助組合および互助会が取り扱う保険料および火災共済事業の共済掛金</p> <p>(5) 教育委員会が適当と認めた団体取扱いに係る生命保険料および損害保険料ならびに生命共済事業および火災共済事業の共済掛金</p> <p>(6) 東京都職員信用組合および中央労働金庫に対する貯蓄金ならびにこれらの法人の貸付金に係る返還金および利子</p> <p>(委任)</p> <p><u>第34条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会と協議のうえ規則で定める。</p>	<p><u>(臨時職員の給与)</u></p> <p><u>第33条</u> 臨時的に任用される職員の給与は、教育委員会が、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で、人事委員会の承認を得て定める。</p> <p>(給与からの控除)</p> <p><u>第34条</u> 次に掲げるものは、職員に給与を支給する際、当該給与から控除することができる。</p> <p>(1) 職員の居住の用に供する区の施設の利用率および施設の使用に必要な経費</p> <p>(2) 特別区職員互助組合（以下「互助組合」という。）の組合費</p> <p>(3) 品川区職員互助会（以下「互助会」という。）の会費ならびに互助会の貸付金および立替金に係る返還金および利子</p> <p>(4) 互助組合および互助会が取り扱う保険料および火災共済事業の共済掛金</p> <p>(5) 教育委員会が適当と認めた団体取扱いに係る生命保険料および損害保険料ならびに生命共済事業および火災共済事業の共済掛金</p> <p>(6) 東京都職員信用組合および中央労働金庫に対する貯蓄金ならびにこれらの法人の貸付金に係る返還金および利子</p> <p>(委任)</p> <p><u>第35条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会と協議のうえ規則で定める。</p>

【付則】

新	旧
<p><u>付 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>	



成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（抜粋）

（第1条および第2条省略）

（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正）

第3条 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年品川区条例第32号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「、もしくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第28条第2号中「（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第30条第1項中「、もしくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

（学校教育職員の給与に関する条例の一部改正）

第4条 学校教育職員の給与に関する条例（平成20年品川区条例第23号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「、もしくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第28条第2号中「（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第30条第1項中「、もしくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。

(第2項省略)

(幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 施行日前に旧法第16条第1号に該当して旧法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当および勤勉手当の支給については、第3条の規定による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例第27条第1項、第28条第2号および第30条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(学校教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 施行日前に旧法第16条第1号に該当して旧法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当および勤勉手当の支給については、第4条の規定による改正後の学校教育職員の給与に関する条例第27条第1項、第28条第2号および第30条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(説明) 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（抜粋）

【第3条による改正】幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第27条 期末手当は、3月1日、6月1日および12月1日（以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条および第29条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1カ月以内に退職し、または死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。</p> <p>(第2項から第6項まで省略)</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(第1号省略)</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員</p> <p>(第3号および第4号省略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 勤勉手当は、6月1日および12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1カ月以内に退職し、または死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。</p> <p>(第2項から第7項まで省略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第27条 期末手当は、3月1日、6月1日および12月1日（以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条および第29条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1カ月以内に退職し、<u>もしくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u>、または死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。</p> <p>(第2項から第6項まで省略)</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(第1号省略)</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員<u>（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）</u></p> <p>(第3号および第4号省略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 勤勉手当は、6月1日および12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1カ月以内に退職し、<u>もしくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u>、または死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。</p> <p>(第2項から第7項まで省略)</p>

【第4条による改正】学校教育職員の給与に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第27条 期末手当は、3月1日、6月1日および12月1日（以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条および第29条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1カ月以内に退職し、または死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。</p> <p>(第2項から第4項まで省略)</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(第1号省略)</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員</p> <p>(第3号および第4号省略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 勤勉手当は、6月1日および12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1カ月以内に退職し、または死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。</p> <p>(第2項から第5項まで省略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第27条 期末手当は、3月1日、6月1日および12月1日（以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条および第29条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1カ月以内に退職し、<u>もしくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u>、または死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。</p> <p>(第2項から第4項まで省略)</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(第1号省略)</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員（<u>同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。</u>）</p> <p>(第3号および第4号省略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 勤勉手当は、6月1日および12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1カ月以内に退職し、<u>もしくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u>、または死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。</p> <p>(第2項から第5項まで省略)</p>

【付則】

新	旧
付 則	

新	旧
<p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和元年12月14日から施行する。</u></p> <p>2 <u>省略</u></p> <p><u>(幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</u></p> <p>3 <u>施行日前に旧法第16条第1号に該当して旧法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当および勤勉手当の支給については、第3条の規定による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例第27条第1項、第28条第2号および第30条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p> <p><u>(学校教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</u></p> <p>4 <u>施行日前に旧法第16条第1号に該当して旧法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当および勤勉手当の支給については、第4条の規定による改正後の学校教育職員の給与に関する条例第27条第1項、第28条第2号および第30条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p>	